

新型コロナウイルス感染症拡大により経済的影響を受けている飲食店等経営事業者に対する支援金について

1. 支給目的

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛に伴い、来店客数が減少したことにより、売上げが減少し店舗経営に影響が出ている飲食店等の事業継続を下支えし、まちの賑わいを維持するため、経営者の皆様に支援金を支給するもの

2. 支給対象となる店舗と経営者

食品衛生法第52条第1項に基づき営業許可を受けている店舗のうち、飲食店と喫茶店を対象とします。(客室のない屋台やキッチンカーは対象となりません。)

また、経営者については個人事業主であるか、法人であるかを問いませんが、個人事業主にあつては市内に住んでいる者であること、法人にあつては市内に本店を置いていることが支給の条件になります。

なお、法人の場合、中小企業基本法第2条第1項第4号に定める小売業を営む中小企業者の基準を超える法人(大企業に位置付けられる法人)については対象となりません。

支給対象店舗	具体的な店舗
飲食店	料理店(和食、洋食、中華料理など)、寿司屋、蕎麦屋、食堂、レストラン、ハンバーガー店、居酒屋、スナック、バー、その他の飲食店
喫茶店	喫茶店、タピオカ店、その他の店舗

3. 支給金額

店舗の開店日に応じた売上高の比較により、売上高減少率を求め、該当する支援金を支給します。

店舗の開店日	売上高の比較	売上高減少率	支給金額
平成30年12月31日以前	令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上高と、前年同月の売上高	50%以上	20万円
		50%未満	10万円
平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間	令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上高と、前年の年間売上高を開店日以降の前年中の月数で除した月平均の売上高	50%以上	20万円
		50%未満	10万円
令和2年1月1日以降	令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上高と、当該月を含む連続3ヶ月の月平均の売上高	50%以上	20万円
		50%未満	10万円

※申請は1店舗に限られますので、同一経営者が複数店舗を経営していても、それぞれ支給対象にはなりません。

4. 支給回数

1回限り。

5. 申請方法

飲食店等経営事業者支援金支給申請書に下表の区分に応じた書類等を添付して、以下のお問い合わせ先（産業振興課）にご郵送ください。

店舗の開店日	申請書に添付する書類	添付書類の省略が可
平成30年 12月31日以前	【前年の確定申告に関する書類】 ・ 個人事業主(白色申告の場合) 「前年の確定申告書の第一表の写し」 及び 「収支内訳書の写し」 及び 「減収月の前年同月の売上台帳の写し」 ・ 個人事業主(青色申告の場合) 「前年の確定申告書の第一表の写し」 及び 「青色申告決算書の写し」 ・ 法人 「前年度又は前々年度の確定申告書の別表一の写し」 及び 「法人事業概況説明書の写し」(※)	売上高減少率 50%以上の店舗については、国の持続化給付金又は千葉県中小企業再建支援金の交付決定通知書の写し若しくは当該給付金等の入金を確認できる通帳ページの写しの提出をもって、左の添付書類のうち、(※)のある「法人事業概況説明書の写し」と「減収月の売上台帳の写し」を省略することができます。 ※売上高減少率 50%未満の店舗は省略できません。
平成31年 1月1日から 令和元年 12月31日まで までの間		
令和2年 1月1日以降	全ての月の売上台帳の写し	—
	履歴事項全部証明書（法人のみ）	—
全ての店舗	振込先口座の分かるものの写し	—

6. 申請期間

令和2年5月25日から令和3年1月15日まで

7. 振込時期

申請書の受付日(到着)から、約3週間程度(通帳記帳にてご確認ください。)

8. お問い合わせ

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
 四街道市環境経済部産業振興課 商工観光係
 TEL:043-421-6134 FAX:043-424-2013
 MAIL:ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp